

1960年代における高齢者の教育政策の創設と展開 —橘覚勝の老人憲章〈私案〉—

久保田 治 助*

(2013年10月22日 受理)

Education Policy of the Elderly in the 1960s :Kakusho Tachibana's "Charter of Rights for the Elderly"

KUBOTA Harusuke

要約

本研究は、1960年代の老人大学創設の経緯と展開を明らかにするために、1960年代に高齢者教育論を提唱した橘覚勝の言説を検証したものである。

この時期は、前期（1950年代～1960年代中期）と後期（1960年代中期～1970年代）とで高齢者像が大きく変容した時期であった。前期は、戦前から引き継がれた〈強い〉者としての高齢者像が、家族制度廃止に伴い家族のなかから高齢者の権限が奪われ、逆に、国からも家族からも〈余計者〉扱いされる〈弱い〉者としての高齢者像へと、その社会的位置づけが大きく転倒した時期であった。しかし後期に至ると、社会から冷遇されつづけてきた高齢者の境遇がにわかに好転した。高度経済成長の恩恵によって、高齢者福祉に財政資金が投入されるようになったのを契機として、高齢者は国家および社会が扶養すべき「弱者」であるという、今日にも受け継がれている高齢者イメージが社会全体に蔓延していった時期であった。1960年代は日本社会が豊かな時代であり、高齢者の学習環境の整備を進める余裕がある時代であった。そうした経済状況を如実に反映したのが、橘覚勝の「老人憲章〈私案〉」であった。老人憲章〈私案〉の内容は当時の社会状況を反映して、高齢者を〈扶養される者〉として位置づけることを目的としたものであった。

キーワード：高齢者教育、高齢者政策、老人大学

* 鹿児島大学教育学部 准教授

1. はじめに

本研究は、1960年代に老人大学（現在の高齢者大学）を始めた高齢者教育政策の経緯と社会状況について、当時の高齢者教育論として代表される橘覚勝の研究を明らかにする。

1960年代の高齢者教育施策を端的に述べるとするならば、1950年代の社会改造を目的とした高齢者の学習であったものから、1970年代の高齢者の学習環境の整備に主眼が置かれるようになった時期とのあいだの移行期であるといえる。したがって、本研究では1960年代中頃を境として二期に区分する。

1960年代前半は、〈強い〉高齢者から〈弱い〉高齢者へと高齢者像が転換し、高齢者がどのような学習をすべきなのかという価値認識が大きく転換した時代であった。周知の通り1950年代ははまだ日本の経済状況が逼迫しており、高齢者福祉に関わる対策を十分に行うことができなかった。そして1950年代から引き続き1960年代初頭までの高齢者の学習も、国の政策ではなく国民の自主的な組織を中心に行わざるを得なかった。1950年代の高齢者像は、戦前の高齢者像が戦後においても継続され、家族のなかで権力を持ち、若者世代に対して抑圧をする〈強い〉高齢者像であった。

しかし、そうした高齢者をめぐる社会的悪環境は経済状況の好転によって一変した。それまで未曾有の経済的逼迫から国家からも家族からも〈余計者〉扱いされ、不遇を強いられて〈弱い〉高齢者として扱われるようになった。1960年代に入ると日本の経済状況が好転し、国家予算に余裕が出てきたことでようやく高齢者にも光が当たるようになった。そして1963年、老人福祉法が施行されたのを契機として、高齢者が豊かな生活を享受しうる条件が急速に整備されはじめた。こうした高度経済成長の恩恵を受けるかたちで、1960年代からオイルショックが起こった1970年代初頭までは、「ばらまき福祉」と揶揄されたほどの、高齢者にとっては大変に恵まれた高齢者福祉対策を行った時代であった。こうした時期において、高齢者の役割を国から扶養されるべき対象として決定づけられ、福祉を享受する主体として〈弱い〉高齢者から〈弱者〉へとさらに変容していった。高齢者が〈弱い〉高齢者から〈弱者〉へと高齢者像を決定づけるために行った政策が、1965年から行われた国の老人大学政策である。

このような1960年代の高齢者教育について、先行研究では長く看過されてきた理由として以下の2つを挙げることができる。第一の理由は、先行研究において、1960年代中期から1970年代初頭に始まった国の老人大学政策が高齢者教育の嚆矢だと位置づけられたことである（三浦嘉久¹・1997年、伊藤真木子²・2002年、堀薫夫³・2006年）。第二の理由は、先行研究において、1950年代には小林文成によって高齢者の学習実践は行われていたが、その後1970年代の老人大学政策まで断絶があるとされてきたためである（堀薫夫⁴・1988年）。

以上のように、これまでの先行研究では1965年から老人大学政策が始まっているにもかかわらず、その社会的背景を深く検証してこなかったが、実はその時期に高齢者の学習権論を積極的に展開したのが橘覚勝であった。くわえて、1960年代の橘の高齢者教育論は、1970年代の高齢者の学習政策の内実を知るうえでの基礎研究となるにもかかわらず、先行研究ではまっ

たく言及されず、そのことからこれまで1960年代の高齢者教育論については十分な検討がなされてこなかったとすることができる。

では具体的に、橘覚勝の高齢者教育論とはどのようなものであったのか。彼は1960年代の社会状況を踏まえて、「老人憲章〈私案〉」を発表した。この橘の老人憲章〈私案〉は、これまで社会が目を向けてこなかった高齢者の学習の権利に光を当てた先駆的な提言であった。

本研究では、1960年代の高齢者教育論を明らかにするために以下の手順で検討を行う。はじめに、1960年代の社会状況の転換を高齢者政策に着目して検討する。つぎに、橘覚勝の提唱した老人憲章〈私案〉を検証対象として、1960年代の高齢者の学習権論を分析する。以上の2点を明らかにしたうえで、さらに1965年から始まった老人大学政策の検討を行い、最終的に1960年代の高齢者教育の全体像を明らかにすることを目的とする。

2. 社会状況と高齢者像の変容

(1) 経済構造と高齢者像の変容

戦後の高齢者像の変容については、吉本隆明が著書『老いの流儀』（2002年）のなかで、「古い」に対する高齢者自身の心構えも、戦後の経済構造のなかで著しく変化したと指摘している⁵。

そうした高齢者像の変容は、たとえば高齢者に対する呼称の変遷からも理解することができる。隠居制度が廃止された第二次世界大戦後の新民法には高齢者を年齢から定義づける一文がなくなったため、高齢者に対する定義が曖昧になった。1951年に中央社会福祉協議会（現・社会福祉協議会）が9月15日を「としよりの日」としたが、この「としよりの日」は1964年には「老人の日」に、さらに1966年には祝日化されるとともに、「敬老の日」と改称された。1964年の名称の変更理由は、「年寄り」という表現が不適切であるという世論を受けての変更であった。このことから1960年代には、「年寄り」という語よりも「老人」という語の方が、より高齢者に対して敬意を払った表現であるという認識が広く共有されていたことがわかる。さらに1970年代に入ると、日本の65歳以上の人口比率が7パーセントを超えた「高齢化社会」に突入するとともに、「高齢者」という呼称が次第に定着していった。

前述したように、1960年代は高度経済成長期に当たる。この時代は、1960年から始まったベトナム戦争、1964年の東京オリンピックの開催、1970年の大阪万博の開催に見られるような〈特需〉などがあり、経済成長は右肩上がりであった。1968年には、GDPがイギリスに次いで第2位になった。この時代は、経済状況が好転することで高齢者政策に財政資金を投入することができ、高齢者福祉に多額の資金が投入された。そのため、高齢者像は若者や女性を抑圧する〈強い〉高齢者のイメージから、福祉に頼る必要がある〈弱い〉高齢者のイメージ（＝〈弱者〉）へと次第に移行していった⁶。

ここでは、以上のような1960年代の高齢者像が実質的な「家」の支配者から〈弱者〉へと移行する社会的背景を明らかにするとともに、社会政策と高齢者の学習環境の関係性にも着目して以下に論じたい。

(2) 〈強い〉高齢者から〈弱い〉高齢者へ — 1950年代から1960年代にかけて—

1950年代から1960年代の高齢者像は〈強い〉イメージと〈弱い〉イメージの狭間で揺らいでいた。

1950年代に端を発した家族制度復活の論議のなかでは、高齢者の役割や位置づけは明確にされなかった。1950年代に小林文成が楽生学園を中心に高齢者の「民主化」を目的とした学習を精力的に行っていたが、国民に浸透した戦前の敬老思想のイメージが消えることはなかった⁷。

1960年代には資本主義の発達が発達産業構造の変化をもたらした。サラリーマンが急激に増加した。そして、急増したサラリーマンを都市部周辺に居住させるための都市計画のなかで集合住宅としての団地が各地に作られていった。このような団地の多くは父親と母親と、子どもが2人程度を念頭に置いた設計になっており、そこに高齢者が同居することは想定されていなかった。

一方、高齢者は田舎でこれまで通り農業に従事することで、行政としては都市部の人口の爆発的な増加を防ぐ効果があった⁸。また高齢者が田舎から離れないことの効果のなかには、高齢者と子ども夫婦が別居することで、高齢者を扶養する義務が減り、家族が家のなかに縛り付けられることが少なくなり、自由に活動ができ消費活動が活発になるという効果を含まれていた⁹。以上のように1960年代は、戦前の家族制度的な〈家〉からの〈解放〉へと向かった時代的転換期であった。

しかし、1960年代に入っても家族制度の復活を熱望する議論が絶えることはなかった¹⁰。その理由は、1960年代でもなお、高齢者を扶養負担することが国家としては経済的に難しかったからである。そこで、国家は復興を目的とした経済成長を当面の課題として、高齢者への社会保障問題を後回しとした¹¹。国家は高齢者の扶養を家族に負担させたかったため、戦後になって家族制度が廃止されたにもかかわらず、家族が高齢者を扶養することは当然であると言うような〈道義としての敬老思想〉を存続させたのである¹。

一方で、〈文化の伝達者〉として的高齢者の社会的役割は、この時代の日本社会において、否定的に捉えられていた。そのため、高齢者の役割は家族のなかから消失し、高齢者が孤立していった。1960年代に至っても戦前の敬老思想の考えが容易に消えなかった理由は、上述したような国家の経済的問題だけではなく、役割を無くした高齢者自身が、その不安から敬老思想に固執したためでもあった²。高齢者が戦前の〈強い〉高齢者像を継続しようと家族制度復活を望み、敬老思想に固執したために、1960年代前半では、家族が役割を無くした〈弱い〉高齢者を、労わりはするが扶養は拒むという複雑な構造になったといえる。

(3) 〈弱者〉として的高齢者像の形成 — 1960年代から1970年代にかけて—

前述したように、1960年代は〈強い〉高齢者像と〈弱い〉高齢者像の間を揺れ動いていた時期である。1960年代前半には、まだ戦前の家族制度において位置づけられていた高齢者の

役割をどのように〈戦後的なもの〉へと転換すればよいのかという50年代からの問題意識が未解決のまま引き継がれていた。しかし、1960年代後半になると、国家および家族のなかで役割を失った〈余計者〉としての高齢者から、国の社会保障を受ける社会的支援が必要な存在＝〈弱者〉へと高齢者像が大きく転換していった¹⁴。

また1960年代は、上述したような社会状況の変化に伴い、その呼称が「老人」から「高齢者」へと移行した時代でもあった。このように高齢者像が〈弱者〉へと移行する過程については、日高幸男¹⁵（1975年）、安川悦子¹⁶（2002年）、土井健司¹⁷（2002年）など多くの先行研究ですでに指摘されている。それらの先行研究では、1960年代中期から1970年代の移行期の資本主義経済システムのなかで、国家は「無能」で「効率の悪い」、「国家の厄介者」であるという高齢者に対する負のイメージを広く社会に伝播していったと指摘されている¹⁸。

しかし、本研究がここまで論じてきたように、先行研究における〈1960年代後半に至って突然に国家および社会が高齢者を〈弱者〉の側へと追いやった〉という認識は、歴史に照らし合わせてみても妥当であるとは言い難い。むしろ、1960年代後半に至って、高齢者は戦前期に彼らに求められていた国家および社会における〈長老〉としての役割を完全に喪失した代わりに、福祉政策の対象者として積極的に〈弱者〉の役割を担うことを国家および社会が求めたと考えるべきだろう。

したがって、行政は1950年代に苛烈を極めた家族制度復活をめぐる論争を終結させるためにも、高齢者の学習を全国的に組織する必要に迫られた。そのための具体的な方策こそが、1960年代後半以降、全国の市町村に設置された老人大学であったといえるだろう。

高齢者に福祉政策を推進させる役割を積極的に担わせるために、老人大学では高齢者福祉の中心的課題である健康問題が学習内容として重視された。行政の立場からすると、高齢者自身が復古主義的な戦前の敬老思想を抱きつづけることは不都合なことであり、戦後の産業構造に合致した〈弱者〉としての高齢者認識を彼ら自身に自覚させるためにも、高齢者福祉に多額の財政資金が投入されたのである。しかし、国家および社会が高齢者を半ば強制的に〈弱者〉としてラベリングしたことは、高齢者のアイデンティティを奪うことにもなり、結果として高齢者自身に過剰な〈弱者〉意識を植え付けることにもつながったといえるだろう。

3 橘覚勝の老人憲章〈私案〉

ここでは、1960年代の高齢者教育の全体像を明らかにするために、この時代において高齢者の学習権を提唱した橘覚勝の研究を分析する。特に、橘が高齢者の学習権として示した老人憲章〈私案〉に着目する。橘の先駆的研究を明らかにすることで、日本における高齢者教育が1960年代においてどのように形成されるかをここでは見ていく。橘の高齢者像および高齢者教育論に迫ることは、今日の日本の高齢者教育研究の理解のためには不可欠の検討課題である。

以上を明らかにするために以下の手順で論じる。はじめに、橘によって提唱された老人憲

章の分析を通じ、高齢者の権利保障をどのように構想していたのかを考察する。つぎに、社会教育学研究における橘の高齢者教育概念を示す。その上で、彼の唱えた老年学と老人憲章の意味を明確にしていきたい。

橘がはじめて「高齢者教育」（老人教育を含む）を論じたのは1962年のことであった。彼はまず、この年の6月「老人の社会的機能と老人教育¹⁹」を、つづいて10月「老人教育²⁰」を、さらに11月には「老年教育に就ての一私見」を発表している。その意味で、彼の最も早い高齢者教育論は「老人の社会的機能と老人教育」であったが、本研究ではその加筆修正版であると見なされる「老人教育」を中心に検証を進めていきたい。

橘は「老人教育」で冒頭、「成人教育は老人教育にまで波及せねばならないわけであり、裏返せば老人教育はある意味で成人教育にまで遡及すべき²¹」であると述べている。これは高齢者教育が独立した教育ではなく、成人教育と連続・共有する部分が多いものであることを示している。そして、老人教育を、①老人のための教育（education for older people）、②老年または老化についての教育（education about aging）、③老人による教育（education by older people）の3つに分類している。

この論は、もともと、1961年にアメリカのホワイトハウスで開催された高年市民に関する全米会議の一分科会で「高齢者に対する教育」についての討論の中で提出されたものを参考にしている²²。橘は、高齢者にまつわる前置詞である"about"と"for"と"by"に着目し以下のように説明をしている。①としをとるということについての知識を一般市民にあてる（education about aging）、②現在の高年市民のために如何なることを教育すべきか、高年者が現実ゆたかな生活をするために、どういうことを学習すべきか（education for older people）、③高齢市民は児童、青年をふくむ後進に対して、如何なる教育的サービスをなすべきか（education by older people）と訳した。

まず、「老人のための教育」については、「としをとっても心身ともに健康で不満ない、そしていつまでも明朗な生活をつづけさせるよう、生活活動や仕事に対する知識理解、熟練をあたえ、さらに教育をとおして老人のむかしとったキネズカをよびさますとともに、新しい知識や技術を習得させて、持ちまへの自由時間を有効にするようにしむけること²³」であると述べている。この内容で重要なのは、高齢者の「余暇」としての時間をどのように有効利用するのかについて、生活を見直すことの重要性和、これまでの高齢者が身に付けてきた経験を再認識し、有効に活用する必要性を述べている。

つぎに、「老年または老化についての教育」について「成人教育として、ようやく向老課程をむかえる人々に対してあたえねばならぬ重要なカリキュラムである。（中略）かれらをいわゆる成人病からまもって萎縮早老を防止し、老来ますます健康にして不満のないように、身体的にも、精神的にも、社会的にも、また経済的にも、その保障を身をもってみずから準備させることがなよりの使命であろう²⁴」と述べている。橘はここで、高齢者が健康な生活を送るために必要となる学習を進めること、そして、豊かな老後を迎えるための生活設計に関わる学

習の必要性について論じているのである。

さらに、「老人による教育」については、橘は次のように述べている。

老人の側からすれば、社会奉仕ということになるであろうが、時と場合によってその効果の厚薄があることを知らねばならぬ。とかく老人は“まだおれは社会的に役に立つ”という自信と承認をえることに誇りと喜びを感じるとともに、そういう自覚と実践は老化防止にも役立つにちがいないが、ともすれば若いもの場ふさぎと感じられる場合が多い。(中略)まず嫁と姑との相剋からはじまる人間関係のひずみの調節が先決問題であろうし、またここに老人のための教育が先発すべきゆえんがある²⁵。

上記において橘は、高齢者の社会貢献として、ボランティアなどの社会参加活動の必要を説いていた。

以上3つの引用からも窺えるように、橘にとっての高齢者教育とは、個人が高齢期に必要なとされる学習を行うことと、そのための環境整備を行うことであつたと結論できる。ここでの学習の内実は、①高齢者の生活が潤うために必要とされる教養を身に付けること、②健康増進を目的とした学習を行うこと、③社会参加を目的とした社会貢献活動を行うことの3点にまとめることができる。

橘の高齢者教育論について注目すべき点は、学習内容が、高齢者福祉の領域である点である。橘は高齢者教育を「老人福祉の一環として考えるべきことかもしれない。しかし、せっかく老人に幸福をあたえる教育が、老人福祉という名によって、老人に憩いとなくさめをあたえるだけで十分なのだと老人自身は考えがちであるが、これは大いに勘違いであろう²⁶」と述べている。これは、先駆的高齢者教育実践である楽生学園の創設者である小林文成の考える高齢者教育論や、小川利夫の述べる教育福祉論²⁷とは異なり、高齢者福祉を拡充するための学習活動を念頭に置いていると理解することができる。1960年代は2つの時代をまたぐ移行期であるために、2つの高齢者をめぐる社会状況を捉えて橘は論じていた。

さらに、橘はこの高齢者教育論をもとに、「老人憲章」を提唱した。この老人憲章構想は、1962年6月に発表された「老人の社会的機能と老人教育」のなかで述べられていた。この橘案〈老人憲章〉は、1961年にワシントンで開かれた老年白亜館会議の宣言である老人憲章6に基づいている。

この宣言に基づき、橘は同年11月、「老年教育に就ての一私見」を発表した。それが、老人憲章〈私案〉であった。

表 1：老人憲章〈私案〉²⁹

1. すべての老人は、その生活を保障される。
2. すべての老人は、その必要をみたすにたる衣食住の諸資源があたえられ、病災と困窮からまもられる。
3. すべての老人は、家庭で明るい環境のもとに生活することができ、家庭にめぐまれない老人はこれにかわる環境があたえられて孤独からまもられる。
4. すべての老人は、その求めるところにより、新しい知識を摂取し、仕事を獲得しレクリエーションを享受し、社会文化の恩恵に浴することができる。
5. すべての老人は、心身の健康を保ち自己の生活設計をたてる原則を学び、事情の許すかぎり独立自存し、自分の能力に応じた奉仕活動をするようにつとめる。
6. すべての老人は、敬愛せられるような寛容な態度をもち、家族、隣人、友人との融和をはかる。
7. すべての老人は、過去の経験と知識とをすすんで社会のために役立たせる。
8. 何人も、老人を理解するとともに、老後における種々の変化に対応できるよう平素からそなえる。

1960年代後半から開始される老人大学政策の基本的理念について言及した橘の老人憲章〈私案〉において核となるのは、高齢者の生活保障を担保することである。そのうえで、高齢者の学習を保障する。特に、高齢者の健康学習と社会貢献活動を促進することを目指している。さらに、高齢者は家族や地域と融和な関係をはかり、次世代に対して自身の経験と知識を活用し、役立させることを目指している。1950年代の高齢者の学習は生存権保障の権利を獲得するための運動が中心であったが、1960年代になると環境整備を行うだけの経済的支援があったため、高齢者の学習内容をクローズアップできるだけの社会的状況が整いつつあった。橘の老人憲章〈私案〉の最後の項目には、福祉を享受するための準備が必要であると述べられている。この提言によって、高齢者が家族のなかで役割を無くす代わりに、他の役割として福祉（＝健康学習）を学ぶことで、彼らを〈弱者〉と見なす政策を行いやすくることができたのである。

3 老人大学設置の萌芽 —高齢者の学習の組織化—

文部省が1965年から全国の市町村で展開しようとした高齢者学級開設委嘱を契機として、1960年代後半には高齢者の学習環境が整備されていった。この政策は、高齢者が急速な社会の進展に適応するために必要な教養・生活技術を習得することを目的としていた³⁰。

高齢者教育史の視点からこの時代の位置づけを検討した堀薫夫は『老人大学の課題と展望』のなかで老人大学を4つに類型化し、高齢者の学習の実態を探る研究を行った。高齢者教育研究において老人大学を類型化し、老人大学の構造を明らかにする試みを初めて行ったのが、こ

の堀の研究であった。(図1参照)

図1：堀薫夫による老人大学の類型³¹

対象となる地域 行政との関係	広域型	地域密着型
福祉行政系	福祉行政系広域型老人大学 (大阪府老人大学など)	福祉行政系地域密着型老人大学 (世田谷区老人大学など)
教育行政系	教育行政系広域型老人大学 (いなみ野学園など)	教育行政系地域密着型老人大学 (鯖江市老年大学など)

堀は、1960年代後半からの老人大学の勃興と当時の高齢者教育行政の関連構造について系統立てて論じている。また、上記の分類方法はその過程における一つの試みであるが、ここで福祉と教育についての大まかな区別は、1960年代後半から1970年代にかけての高齢者政策の状況と、この時期から分化した教育と福祉の行政が連携をせずに高齢者政策を行っていた問題を解消することを目的とした堀の分類である。したがって、老人大学の運営母体を念頭に置いた行政機構上の分類に必ずしも対応しているわけではない。

さらに、当時は高齢者教育の変遷に関する検証の対象として、行政が行っていない民間の学習組織が組み込まれていなかった。したがって、楽生学園の実践は社会教育実践として位置づけられてはいたものの、老人大学の実践とは見なされていなかった。堀の分類は、こうした当時の研究の状況が反映されたものとなっている。

このような堀の研究における重要なポイントは大きく3つある。第1に「もともと老人大学は(中略)小さな地域の高齢者たちの生活と密接に結びついていたもの」と分析したこと、第2に「今日興隆してきている老人大学は、文部省の長寿学園であれ、明るい長寿社会推進機構の運営している老人大学であれ、都道府県レベルの広域的老人大学」と論じたこと、そして第3に「近所の高齢者たちが、顔をつきあわせて自分たちの地域の問題を学ぶ場としての老人大学の機能」が「弱まっている」ことを明らかにしたことである³²。

すなわち堀は、1970年代以前の高齢者の学習は敬老組、老人組のような地縁の共同体を中心に形成されてきたが、1980年代以降になると、共同体の崩壊とともに高齢者の学習形態が変化し、広域的老人大学が全国に展開したことを明らかにしたのである。

上述のような堀の指摘から分かるように、高度経済成長期以降、各地の行政機関に老人大学が設置され、特に社会福祉行政の範疇において高齢者の学習が展開された。それは、高齢者の福祉の増進を目的として運営されることが多かった³³。この堀の老人大学類型は、その後の老人大学を検証する上での基礎研究として位置づけられるようになった。

5 おわりに

以上から、1960年代の前半から後半にかけての変容について、1965年以降展開する老人大学政策に着目して述べてきた。この時代の高齢者の多くは、自身の地位の回復を目的として戦前の家族制度を復活させることを目指していた。しかし、高度経済成長期の経済政策では若者の労働環境に目が向けられていたため、生産力を高めるために高齢者の政策は後回しとなった。そのような社会状況のなかで高齢者の役割が喪失したと考えられる。

この時期の社会教育研究が地域福祉の担い手となる住民主体形成に果たす役割について重点的に言及していたように、高齢者に対する福祉施策は教養を中心とした学習が行われ＝「施されて」いたといえる。その理由は、高齢者の役割が喪失した代わりに、国の高齢者福祉政策に積極的に参加する役割を高齢者に担わせる必要があったからである。したがって、行政として家族制度論争を終結させるために高齢者の学習を全国的に組織させ、老人大学政策を全国の市町村に展開させた。その理由から、高齢者の学習内容は福祉的側面が強調された健康問題が中心となっていた。

- ¹ 三浦嘉久『高齢者の生涯学習と高齢者文化の興隆』鹿屋体育大学（非売品）、1997年。
- ² 伊藤真木子「1970年代の高齢者教育事業論の展開」『生涯学習・社会教育学研究』第27号、2002年、pp.51 - 52。
- ³ 堀薫夫編著『教育老年学の展開』学文社、2006年、pp.25 - 30。
- ⁴ 堀薫夫「『高齢社会と社会教育の課題』に関する文献」（日本社会教育学会編『現代社会教育の創造』東洋館出版社、1988年）。
- ⁵ 吉本隆明『老いの流儀』NHK出版、2002年、p.12。
- ⁶ 安川悦子「現代エイジング研究の課題と展望」（安川悦子 竹島伸生編『高齢者神話』の打破』御茶の水書房、2002年、p.45）。
- ⁷ 那須宗一『老人世代論』前掲、p.127。
- ⁸ 鎌田とし子「老人問題と老人福祉」（湯沢雍彦他編『社会学セミナー3 一 家族・福祉・教育』有斐閣、1974年、p.189）。
- ⁹ 塚本哲人「家族の生活」（福武直編『日本の社会』毎日新聞社、1957年、pp.84 - 85）。
- ¹⁰ 河島修『高齢者の現代史』明石出版、2001年、p.39。那須宗一『老人世代論』芦書房、1962年、p.169。
- ¹¹ 野口実「日本史に見る老人像」（渋谷淑子編『老いと家族』ミネルヴァ書房、2000年、p.46）。
- ¹² 那須宗一「現代社会と老人の家族変動」（那須宗一 増田光吉編『老人と家族の社会学』垣内出版、1974年、p.4）。
- ¹³ 同前、pp.127 - 128。
- ¹⁴ 樋口恵子「老人の生きがい」（日高幸男・岡本包治・松本信夫編『老人と学習』日常出版、pp.134-135）。副田あけみ「高齢者の思想」（小笠原祐次・橋本泰子・浅野仁編『高齢者福祉』1997、有斐閣、p.61）。
- ¹⁵ 日高幸男「生涯教育と老人」（日高幸男・岡本包治・松本信夫編『老人と学習』前掲）。
- ¹⁶ 安川悦子「現代エイジング研究の課題と展望」前掲、p.15。
- ¹⁷ 土井健司「共在的主体性の回復にむけて」（『現代思想』2002年6月号 第30巻 第7号、青土社、p.222）。
- ¹⁸ 安川悦子「現代エイジング研究の課題と展望」前掲、p.15。
- ¹⁹ 橘覚勝「老人の社会的機能と老人教育」（『教育と医学』第10巻第六号、教育と医学の会、1962年6月）。
- ²⁰ 橘覚勝「老人教育」（『教育心理』第10号、教育心理研究会、1962年10月）。
- ²¹ 同前、p.884。
- ²² 橘覚勝『老いの探求』誠信書房、1975年、pp.155 - 156。
- ²³ 橘覚勝「老人教育」前掲、p.884。
- ²⁴ 同前、pp.884 - 885。
- ²⁵ 同前、p.885。
- ²⁶ 同前。
- ²⁷ 小川利夫「社会教育と社会教育の間」（小川利夫・大橋謙策編『社会教育の福祉教育実践』光生館、1987年、p.3）。
- ²⁸ White House Conference on Aging in Washington, DC. (1961) 橘覚勝「老人の社会的機能と老人教育」（『教育と医学』第10巻第6号、前掲、p.28）。
- ²⁹ 橘覚勝「老年教育に就ての私見」（『第4回日本老年社会科学総会報告』、1962年11月、p.54）。
- ³⁰ 総務庁行政監察局編『高齢者対策の現状と課題』大蔵省印刷局、1986年。

³¹ 堀薫夫「老人大学の課題と展望」（大阪教育大学生涯教育計画論研究室『都市型老人大学受講者の実態と意識に関する調査研究』1999年、p.63）。

³² 同前、p.62。

³³ 堀の老人大学類型の特徴は、いなみ野学園を〈教育行政系広域型〉に分類している点にある。いなみ野学園は、当初、教育行政が管轄しており、同園の学習目的の作成の際にも生涯教育、特に、ポール・ラングランの生涯教育論を学び、高齢者の学習の組織化を行っていたため、堀は教育行政施設としていなみ野学園を位置づけたと考えられる。しかし、実際にはすぐに民生部である福祉行政の所管となった。それは、いなみ野学園の高齢者のリーダーシップ養成の学習の目的が、教育というよりも、地域福祉の拡充に重点が置かれたためである。したがって、いなみ野学園の目的は、広く高齢者の福祉環境を整備することにあつたと考えべきであり、高齢者が主体的に権利獲得の学習を行っているとは言えず、高齢者教育を行う学習組織であるとは言い難い。